

令和 7 年度第 1 回多治見市子育て支援会議 会議録

会議名	令和 7 年度第 1 回多治見市子育て支援会議
日 時	令和 8 年 3 月 24 日（火） 10 時 00 分～12 時 00 分
場 所	多治見市役所 駅北庁舎 4 階会議室
議 事	
(1) たじみこども未来プラン令和 7 年度進捗状況について (2) 令和 7 年度子育て支援事業量・確保実績について (3) 教育保育施設・地域型保育事業の令和 8 年度確保方策について	
内 容	
● 挨拶 事務局：これより令和 7 年度第 1 回多治見市子育て支援会議を開催する。開催にあたり、こども健康部長に代わりこども家庭課長より挨拶を申し上げる。 課 長：(あいさつ) 事務局：(会議概要 説明) 事務局：委員構成について、市として全庁的な委員構成の編成を行っており、19 名から 8 名に見直しを行った。また、多治見市子どもの権利に関する推進計画とたじみこども未来プランを一本化し、子どもの権利委員会委員を新たに構成員としている。 事務局：(委員委嘱 書面にて実施) 事務局：会議の成立について、本日、委員 8 名中 7 名の出席で過半数の出席となっており、多治見市子育て支援会議条例第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立していることをご報告する。ここからの進行は会長にお願いする。 委 員：(各委員 自己紹介) 事務局：(事務局 紹介) 事務局：会長および副会長の選出をお願いする。多治見市子育て支援会議条例第 5 条の規定により、会長及び副会長は委員の互選により定めることになっている。立候補や推薦等はあるか。 委 員：(なし) 事務局：事務局より案を発表させていただいてもよいか。 委 員：(異議なし) 事務局：会長には前回の任期同様に岐阜大学教育学部教授の春日委員に、副会長には特定非営利法人まあーの佐藤委員にお願いしたい。異議はあるか。 委 員：(異議なし) 事務局：ここからの進行は、会長にお願いする。 会 長：本日の 3 議題のうち、1，2 についてまとめて審議した後、3 について審議	

を行う。

● 議題1 議題2

事務局：(1)たじみこども未来プラン令和7年度進捗状況について

(2)令和7年度子育て支援事業量・確保実績について 説明

会 長：以上の説明について、質問・意見はあるか。

会 長：病児・病後児保育事業について見込みが520日となっているが実績142日とかけ離れている。利用者が少ないということなのか。

事務局：量の見込みについては他市の実績を参考に、高く設定している。事業が令和7年9月に開始しており年度途中からの実績であること、また事業を立ち上げたばかりであるということも、見込みとの差が生じている背景であると認識している。最新実績は2月までの利用日数が183日となっている。月間で見ると、最低が23日(9月)、最高が54日(12月)。事業者であるUメディカルクリニックおにぎり病児保育と情報共有を行い、利用状況についても良好であると認識は一致している。

会 長：本事業は利用が増加するといいというものでもない。事業内容について認知され、必要としている人が利用できるような受け入れ体制が整っていればよいと感じる。来年度の実績は増える見込みであるとの考えか。

事務局：病気の流行状況にもよると思うが、保育園・幼稚園の園長会での情報提供、各種媒体での情報発信も絶えず行っているので、実績は増加するのではないかと見込んでいる。

委 員：以前も議論となっていたが、2人目の育休に入ると、上の子が退園しないといけないう状況は変わっていないのか。

事務局：3歳未満児は保育ニーズが高い状況が続いているため、育休取得する人については退園をお願いしている。現状を改善するため、小規模保育事業所の新規開園に力を入れ、受け入れ拡大を目指している。

委 員：企業としても、育児休業の復職率が上がらないというのも課題として残っている。

会 長：市によっては、兄弟姉妹で同じ園に通うことができるようにしている園もあるようだが、多治見市はどうか。

委 員：兄弟姉妹で同じ園を希望した場合には、利用調整で加点している。

会 長：子どもの立場に立つと、同じ環境で継続して保育を受けることは重要な課題である。

委 員：東濃他市の子育て中の人、特に未就園児の子がいる人から、多治見市に移りたいという声を聞く。プラティ多治見の「こどもっちパーク」をはじめ、未就園児の居場所が多くあるからという理由である。その他にも、「たじみこ

どもフェスタ」等の子育てイベントも多く実施されており、他市の人からすると多治見市の取り組みは魅力に感じるのだろう。

委 員：養正、昭和、双葉保育園の統合に向けた地域説明会を実施中とあるが、進捗状況を知りたい。

事務局：令和 15 年度に現養正幼稚園の場所に統合こども園化を計画しており、認定こども園として開園する予定。既に地域説明会を 4 回実施しているが、強い反対等はない。進捗は順調。

委 員：保育士・幼稚園教諭の必要数の確保について、子育て中の潜在保育士からも時短勤務があれば復帰したいという声を聞く。勤務形態を柔軟に対応することはできないか。また現状についても伺いたい。

事務局：保育士・幼稚園教諭の積極的確保に努めている。特に人員が不足している早番、遅番については専門要員の時給を上げて募集を行うことで、人員確保を目指している。

会 長：岐阜大学保育園では、早番、遅番の人員については保育士資格のあるシルバー人材を活用している。

委 員：保育士資格がないと勤務できないのか。

事務局：小規模保育事業所は、1 人正規職員がいれば補助的要員として勤務可能。早番、遅番についても可。認定こども園は無資格では不可。

委 員：新規人材の確保とともに、離職者を減らすことも重要な点となってくるだろう。労働環境の整備や改善も必要。残業代の未払いがないか等、職員へのヒアリングや、現状把握のための手立ては行われているか。現在勤務する職員の意見の吸い上げは行われているか。

事務局：保育園部会、幼稚園部会それぞれの労働組合が設置されており、こども健康部長、保育幼稚園課長との意見交換の場を設け、意見の吸い上げを行っている。園長を通じて残業代についても正しく請求するように通達している。

会 長：岐阜市では現場での電子化が進んでいる。出退勤も電子化により厳格に管理できるようになった。多治見市はどうか。

事務局：多治見市は出退勤管理の電子化は導入されていないが、園長の命令に従って正当に残業申請を行い、残業代を請求できるようになっている。

会 長：ICTの導入により保護者連絡や月間計画の作成など事務的な手間を省けるようになるようだが、多治見市では導入されているか。

事務局：ICTについては令和 8 年度で予算化し、導入する予定である。

委 員：子どもスタッフクラブが児童館・児童センター事業に参加とあるが、実際の活動内容について把握しているか伺いたい。また障がい児もスタッフとして参加可能か。

事務局：児童館・児童センター巡回時に実際にボランティア活動を行っているところ

を確認している。また各児童館・児童センターから提出される月次報告書で内容について把握している。障がいの有無により参加を拒否することはない。また、児童館・児童センターにおける地域事業に障がい福祉サービス事業所が団体で参加している事例もある。

委員：子どもが虐待から守られるしくみづくりとして、サポートプランを作成とあるが、対象となる支援を必要とする児童及び保護者はどのくらいいるのか。また作成の実施状況について伺いたい。

事務局：要保護児童対策地域協議会で管理している児童数は約 180 人。支援に必要な情報共有や支援方針について協議している。対象者と支援内容について合意のうえで支援を進めていく件数は少ない。

委員：虐待に関する研修を実施とあるが、研修の内容がどのようなものか伺いたい。

事務局：不適切保育等については、常に最新の情報を共有し、どの職員も同じ認識のもとで適切な保育を行なえるようにしている。令和 7 年度 10 月の改正児童福祉法により施行された「保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について」も全園で情報を共有済み。

事務局：教育委員は県のマニュアルに従って対応し、研修等も実施している。

委員：子ども食堂が実際にどのように活動しているか伺いたい。

事務局：多治見市が毎年発行している「こそだていろは帖」にも、子ども食堂の一覧を記載している。活動団体によって活動内容も様々である。地域の子どもたちだけではなく、多世代の居場所づくりにつながっている。

会長：「こそだていろは帖」は全戸に配布されているのか。

事務局：健診時に配布されるほか、こども家庭課窓口で配付している。またホームページ上でデータ公開を行い、広く閲覧してもらえるようにしている。

委員：少子高齢化に伴う労働力不足により、外国人労働者の数が増加している。外国籍の人に対する対応について、各職員への教育等は行われているのか。

事務局：通訳者を予算化し派遣するなど、柔軟に対応している。今後増えていくことが予想されるため、継続課題でもある。

委員：いじめ対応マニュアルについて、市内学校でいじめ認定された事案があったというが、その対応方法について疑問がある。関係児童、その保護者等への聞き取りがあり、その後全児童へいじめがあったことについて話が合ったところまでは理解できる。ただ、子どもたちへ正しく伝達できておらず、本来の主旨が伝わっていないのではないかと感じた。また、子どもたちへの説明の他に、保護者への説明やフィードバックはないのか。またこうした事案について完結がどこにあるのか教えていただきたい。

事務局：県の指示に従い多治見市がマニュアルを発行し、各学校に対応マニュアルがある。そのため、個別案件については、各学校へ直接改善要求を伝えてもら

うのが良いのではないかと思います。この場でお伝えすることは難しい。いじめの解消については、いじめ行為が少なくとも3カ月を目安として止んでいる状態が継続していることが必要とされている。これに則り、各学校で解消を見届けた後、教育委員に報告をすることになっている。

委員：令和8年度中学校給食費無償化の決定とあるが、小学校についても令和8年度については不足分を市が負担し、実質無償化となるという話は聞いている。令和9年度についての決定はいつ行われ、保護者等に周知があるのか。

事務局：本件については食育推進課が担当であるが、分かる範囲で回答させていただく。令和8年度から国の公立小学校給食費の負担軽減事業が実施されるが、国が示す支援額は多治見市の給食費よりも少ないため、不足分は保護者負担となっている。ただ、令和8年度については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、不足分に対する保護者負担は求めないこととしている。令和9年度以降の保護者負担の取り扱いについては、国の支援額等を踏まえて検討し、決定していくことになる。

委員：国が示す支援額内で給食が提供され質が落ちるよりも、保護者が差額分を負担してでも、今のレベルや質を確保したいという意見もある。決定に際して保護者へのアンケートがあると嬉しい。

● 議題3

事務局：（3）教育保育施設・地域型保育事業の令和8年度確保方策について 説明

会長：以上の説明について、質問・意見はあるか。

会長：第2子以降の3歳未満児保育料の無償化に伴い、0、1、2歳児（3号認定）の保育利用率は増加している。市の子育て政策において、今後考えられる不安や懸念点等があれば伺いたい。

事務局：保護者のなかで、0、1、2歳児の利用率は急激に増加した。ニーズに対応できるかどうか懸念点としてあるが、保育所の新規開園や保育士の積極的な採用等により人員の確保に努めていく。

委員：乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用範囲が月10時間と設定されているが、この時間数はどうなのか。どのように制度が進捗していくと予想しているか。

事務局：主に、子育てのリフレッシュを理由に利用する人が多いのではないかと想定している。月10時間だと月1日のみの利用に限られてしまい、毎日使いたい人は従来の一時預かり保育を利用するのではないかとともに予想している。開始してみないと分からない部分が大きい。受け入れ側としては、一時預かりと内容が変わらないため、並行して実施していくことになるのではないかと。

会長：急な預かりにも対応するのか。

事務局：事前登録と面談が必要となっている。預かり事由を問わないため、急な利用も考えられる。

会 長：預かる側としては相当のリスクがある。緊急体制の構築が必要になるだろう。

会 長：人員を余分に配置することもできないため、通常保育と単発的な利用者とを同時に対応することへの難しさがあるだろう。

委 員：余裕活用型の園については、定員までの範囲内であれば、利用者の年齢は問わないのか。

事務局：運用上は、配置基準を満たしていれば園の定員内で受け入れ可能となる。柔軟に対応していくことができる。

● 挨拶・終了

会 長：時代の変化に応じて、たじみこども未来プランについても、事業の見直しや統合等があってもよいのではないかと考えている。

それでは議事は以上とする。

課 長：(あいさつ)